

遊郭・飯盛旅籠の客

——田舎衆と百姓——

Customers in *Yukaku* (licensed brothels) and *Meshimori-hatago*
(accommodations where women offer sexual services)
in the Edo Era: Countrymen and Farmers/Peasants

高木まどか

<abstract>

This paper investigates how farmers and peasants bought the services of prostitutes in the Edo period. Many studies discuss customers in *Yukaku* (licensed brothels) of the Edo period, but give minimal attention to farmers and peasants as customers. The *Yukaku* customers were urban tradesmen, artisans and samurai. Their lavish spending at brothels has attracted attention, but historical materials also show that farmers and peasants also occasionally visited *Yukaku*. These materials generally do not describe the behavior of farmers and peasants at the brothels. These farmers and peasants are often termed "countrymen" in the historical materials on *Yukaku*. Countrymen, however, may indicate farmers and peasants and samurai who came from the countryside to Edo because of the *sankin kotai* (alternate attendance) system. That is, although it is necessary to focus on the description for countrymen to target farmers and peasants, the problem is that the term countrymen does not indicate only farmers and peasants. If the description for countrymen is excluded, descriptions about farmers and peasants are completely ignored. Therefore, in this paper on farmers and peasants, I target all customers termed countrymen and consider how these

men bought the services of prostitutes.

The sites of prostitution in the Edo period were the Yukaku (licensed brothels), Okabasho (non-licensed brothels), and Meshimori-hatago (accommodations where women offer sexual services). This paper focuses primarily on Yukaku and Meshimori-hatago, for which many historical materials about farmers and countrymen remain. The first chapter summarizes my prior research, the second discusses countrymen in Yukaku, and the third is about farmers and peasants in the Meshimori-hatago. I would like to consider how these customers were treated in the Yukaku and Meshimori-hatago, why they went to brothels and how those around them perceived these farmers and countrymen.

はじめに

江戸時代の遊郭における客を論じる研究は多いが、あまり注目を浴びない客として、百姓がいる。遊郭の客といえれば派手に遊んだ町人や武士に焦点が当てられがちであるが、次のように百姓が遊郭に足を運んだらしいことを示す史料もみえる。

【享保五年（一七二〇）『洞房語園』（庄司道恕齋勝富著）】

師走の十七日、十八日は、浅草の市にて、江戸十里四方の百姓、昼夜引もきらず市立して（引用者註―市に出かけて）、序に吉原を見んとて、かけ寄って局々の唄すが、きにうかれ、イザ一代一度の思ひ出に、女郎買ふてみんとて、仕舞（引用者註―遊女を一日買い切りにすること）といふは何程だと問ひ、同じ見世の遊女なれば、仕舞は二朱と答ふれば、彼田舎もの、三百にまけろといへど、女郎挨拶もせねば、全体市の氣に成りて、五六間も行過てまた取て

返し、三百五十やらうが、まけぬかと、大声あぐるもをかし

（傍線引用者〔日本随筆大成編輯部 一九七六・三一九三三〇〕）

ここでは浅草の市のついでに、「一代一度の思ひ出に、女郎買ふてみん」とした百姓が、まるで市の氣になつて女郎の揚代を値切つた様子が描かれている。西山松之助は遊里の客層を論じる中で「在郷の客」に注目し、右の史料について「いかにも田舎の人たちらしい情景が、ここにはよく活写されている。庄屋とか名主のような金持でないかぎり、村の人たちは恒常的なあそびの客というのではなかつたが、ときには独りで、またときには大勢で、都市の祭礼とか盛大な年中行事などにかこつけて、紅灯の巷をさまよつたにちがいないのである」（西山 一九八五・二七二）との見解を述べている。『色道大鏡』（延宝六年（一六七八）序・畠山其山著）にも、「鄙の住居の土民・百姓とて、参宮の、六條参りのなどいひてのぼれる次手に、心ならず遊郭（引用者註―ここでは島原遊郭）を拝する者おほかり」（新版色道大鏡刊行会 二〇〇六・五〇五）と

あり、名主や庄屋のように役目の上で町に行く機会がない百姓でも、何かにかこつけて遊びにいった様子がある(一)。

遊郭における百姓の議論が少ない要因としては、そもそも百姓に関する史料の少なさが挙げられようが、同時に百姓の呼称にも問題があるように思われる。先の史料にもみえるとおり、百姓はしばしば「田舎もの」とも記述される。但し当然ながら、「田舎もの」は百姓のみを指す言葉ではない。更に、「田舎もの」を指す呼称にもバリエーションがある。たとえば遊女の評判を主な内容とする遊女評判記には、「田舎大臣様」^(二)、「いなか衆」^(三)、「片田舎の人」^(四)、「田舎者」^(五)、「田舎侍」^(六)、「ざいがうふかきやばてんの輩」^(七)といった呼称がみえる。また『傾城三略巻』(慶応元年(一八六五))には「吉原言葉」として「田舎の人」を「旅人衆」と呼ぶといった記述もある^(八)。「百姓」^(九)と記述された場合、百姓であることは間違いないが、「田舎衆」「田舎者」といった記述の場合、文脈で明らかになる場合を除いてその身分ははっきりとしない。また「田舎侍」という言葉や、「田舎の人」を「旅人衆」と

呼ぶということからもわかるように、「田舎もの」は参勤交代の侍を指す場合も多い。つまり百姓を射程するためには「田舎もの」に関する記述に目を向ける必要があるものの、「田舎もの」は百姓のみを指すわけではないという難しさがあるのである。

とはいえ、「田舎もの」に関する記述を除外すれば、百姓に関わる記述を全く無視することにもなる。したがって本稿ではあくまで百姓を主眼に据えつつも、「田舎もの」とされている客をひっくり返して対象とし、これらの人がいかに遊女を買い遊んだかについて検討することとしたい。なお近世の売買春の場としては、大きく分けて遊郭、岡場所、飯盛旅籠を置く宿があったが、本稿では百姓及び「田舎もの」についての史料が多く残る遊郭及び飯盛旅籠を主な対象とする。また、これまで先の史料に基づき「田舎もの」と表記してきたが、以下本稿では、基本的には史料の用語に依拠しつつ、一般的に「田舎もの」を指す場合は「田舎衆」と表記する。

以下、史料の引用にあたっては、常用漢字に改める等の変更を行った。また史料引用中の(一)内および

傍線は、すべて引用者による。

第一章 先行研究の課題と本稿の射程

遊郭・岡場所・飯盛旅籠については研究が蓄積されているが、それではこれらの中で、百姓及び田舎衆に注目する先行研究にはどのようなものがあるだろうか。

まず百姓が対象という意味で真っ先に挙げられるのは、飯盛旅籠を置く宿場に関する研究である。飯盛旅籠とは飯盛女を置くことを許された旅籠であり、飯盛女とは旅籠で給仕や雑用に従事し、遊女奉公をも勤めていた女性である(一〇)。幕府は公許の遊郭以外に遊女を置くことを厳しく取り締まっていたが、享保三年(一七二八)宿場助成の一環として、原則として江戸十里四方の宿屋一軒につき二名の飯盛女を抱え置くことを許可し、他もこれに準ずることとした。このように幕府は飯盛女を置くことを許可したものの、幕府の認識としては、飯盛女はあくまで「飯焼き女」であり、売春を行う遊女としては認めていなかった。また人数

の制限は往々にして守られていなかったため、先行研究において飯盛旅籠を置く宿は「半公許」(石井二〇一三・一二七)、「準公許」(平田一九九七・一〇九)等と記されている。

飯盛旅籠の研究の中でも特に客についての記述が厚いものとしては、岩井伝重『食売女』(一九六八)、戸羽山瀚「宿場女郎と飯盛旅籠」(一九六八)、五十嵐富夫『飯盛女』(一九八一)が挙げられる。またこれらの他、客についての文書が残る自治体史で詳細な検討がなされている場合があり、管見の限りでは、特に蔵市編纂委員会編『蔵市の歴史 二卷』(一九六七)などが厚い。これらの成果では、客について①飯盛旅籠の客として名主や、宿内・近郷の若者が多かったこと、②宿内・近郷の百姓の風紀の乱れが問題になり、飯盛旅籠の設置をめぐる度々出入が起きたこと、等が明らかになっている(一一)。

飯盛旅籠の研究以外で百姓や田舎衆に言及があるものとしては、遊郭や岡場所の客層に注目する研究がある。中でも詳細な記述をしているのは、先にも引用した西山松之助である。西山は『くるわ』(一九六

三(一)で遊郭等に通う客の身分等を論じる中で「在郷の客」に注目し、先に挙げた百姓の例の他、役者や名主の遊女遊びに言及している。西山の他にも客層を扱う論者は多いが、管見の限り百姓について踏み込んだ考察を行うものはみられない(二三)。

以上の先行研究を踏まえた上で、本稿の射程を明らかにしていきたい。

まず飯盛旅籠に関する研究は、多くの場合その研究の主眼は宿場の機構や飯盛女にあり、そもそも「客」は従属的なトピックである。欠落ちや身請けの事例で客に焦点が置かれる場合もあるものの、そういった議論の場合も飯盛女の境遇や宿の機構等に主眼が置かれている。そのためか、飯盛女を買った百姓の親族関係や家族構成などの背景には立ち入って記述しない傾向にある。

また遊郭等の客層を論じる中で「在郷の客」に注目した西山の考察は、飯盛旅籠の研究では対象とされない遊郭や岡場所の百姓に注目したという意味で、重要である。しかし挙げられている事例は先述の一例のみで、記述の多くは飯盛旅籠と百姓の関わりについ

てである(二四)。総じて、これまでの研究で買春する百姓は、概ね飯盛旅籠との関係でしか把握されてこなかったといえる。

以上を踏まえた上で、まず第二章では遊郭で遊ぶ田舎衆に、第三章では飯盛旅籠で遊ぶ百姓に注目する。そして田舎衆および百姓が遊郭や飯盛旅籠でどう捉えられ、扱われていたか、またどういった経緯で遊んだかを考察する。更に百姓については、地域社会において遊ぶ百姓がどう捉えられていたか等にも目を配りつつ、考察を進めていくこととしたい。なお用いる史料としては、第二章においては主に遊女評判記を用い、第三章においては村方文書を扱う。特に説明が必要となる遊女評判記について詳細は後述するが、史料の性質上、第二章では田舎衆がどのように描かれているかを、第三章では村方文書にみえる百姓の実際の検討という、変則的な記述になることを、あらかじめ断っておきたい。

第二章 遊郭における田舎衆

以下、遊女評判記を主な史料とし、遊郭における田舎衆について考察していきたい。はじめに、遊女評判記の概要を述べる。遊女評判記とは寛永年間から宝暦五年頃までに刊行された仮名草子の一分類である。狭義の遊女評判記は文字通り「遊女評判」、すなわち遊女の容姿等の品評を主とするものを指し、広義では諸分秘伝物（遊郭での作法や駆引など遊びの種々相を伝授する指南書）やその他の内容を含むが（一五）、本稿では広義の意味で遊女評判記を扱う。

遊女評判記の作者は多くの場合実際に遊女を買う客であったことが示唆されており（一六）、その立場から実体験や見聞に基づいて実在の遊女や遊びの諸分けについて批評がなされている一方、架空の物語を掲げ遊郭での作法を記すものもある。したがって遊女評判記の記述が事実なのか物語なのかは史料毎に検討を要するが、本稿では概ね「田舎衆がどう遊郭で捉えられ、描かれているか」を探るための手段として、遊女評判記

を用いることとしたい。

遊郭における田舎衆の扱い

それではまず、遊郭に登楼した田舎衆が、どのような扱いを受ける存在として記されているかを検討する。近世の遊郭は、しばしば「金銭をもって客になりさえすれば、客の貴賤が問われない場」などと説明される（一七）。しかし、客の身分が全く度外視されていた訳ではない。遊女や店がそれぞれの客を見分けそれにそぐう対応をすることは、客をうまく捌くために必要な手管であった。そのことは、次の承応二年（一六五三）『こそぐり草』（筆者未詳）という諸分秘伝物の記述からもうかがえる。

いなか衆あしらひの事

一すべておいなか衆とみる時は、けた、ましくおもひぶりをみすべし、あふよりはやくうちもたれ、あぶらおしのごとくたるべし、一儀おこたるときも、つねにかはりててくらうあるべし、文なども、あいたやみたやしたやとの心にかくべし、大かた

みなかものは、いちもつにのみ心ひかる、かや、おもひいれはあさくとも、かくはいへども、いなか京あり京にいなかある物じや、すねめざるな、いやそれはふるいこと、京にいなかありいなかに京なし、当世は

〔従吾所好社 一九二八・二六五〕

【概略】客が田舎衆とみえる場合は、客に会うや否やもたれかかるなど、大げさに思いぶりを見せるべきである。「一儀」(性交)をしない場合も、他の客と違つて「てくろう」(手苦勞)があるだろう。文なども、逢いたい、見たい、したい、との心に書くべきである。大體において田舎者は「いちもつ」(一物)にのみ心が惹かれる。田舎者に対しては思ひ入れが浅いかもしいないが、そうはいつても「田舎に京あり京に田舎あり」(一八)という言葉もある。つれなくなさるな。いやそれは古いことで、「京に田舎あり田舎に京なし」か今の世は。

まず「おいなか衆とみる時は」(客が田舎衆のようで

ある場合は)とあるのは、遊郭では登楼の際に客の素性を問いたださない場合があり、遊女や店は自らが客の素性を判断する必要があつたため、と考えられる(一九)。ここでは遊女が客を田舎衆と判断した場合、大げさに、且つ直接的な物言い・行動で応対した方が効果的であると記されている。これに対して同書の「公家殿上人あいさつの事」では、「おもへどいろにいださぬなどわびぬべし」(思へど色に出ないなど、つらがつて嘆くのがよい)(従吾所好社 一九二八・二六六)などとあり、「公家殿上人」に対する場合、田舎衆への態度とは逆に婉曲的なアプローチが良しとされている。

嘲笑される田舎衆

右はあくまで遊女がどう対応すべきかの話ではあるが、それにしても田舎衆は「一儀」(性交)が重要である等、田舎衆への侮蔑的な記述が目につく。実際、遊郭関係史料には「田舎衆」に関する侮蔑的な記述が多い。たとえば、『色道諸分難波鉦』(西水庵無底居士著・延宝八年(一六八〇)、以下『難波鉦』と略記)の

「意気落」と題された話がある。この『難波鉦』は遊女と客のやりとりを物語形式で例示し諸分を記す書で(一〇)、「意気落」では他の客の心中立て(一一)に髪を切った遊女が馴染み客に言い訳する手管として「さる田舎衆」が「無性にのぼりつめて、酒の上でしました事でござんす」〔中野 一九九一・一五一〕と説明する姿が示されている。恐らくここで「田舎衆」が引き合いに出示されたのは、髪を切った相手は馴染客よりも格下で、馴染客が怒るに足らない者である、ということを強調するためであろう。嫉妬に値しない客として「田舎衆」が引き合いに出示されていることは、遊郭における田舎衆の位置付けをみる上で興味深い。

またもう一例、田舎衆が嘲笑されている例を『色道大鑑』(前掲)からみておこう。原文は長くなるため、ここでは要約を挙げる。

大坂にてある太夫(当時の最高級遊女)を度々買った「田舎者」が、本国に帰るにあたって金二十両を遊女に送った。次の日の夕方、名残を惜しみにその遊女の格子の側まで来たところ、太夫や遣り手(遊

女の目付役)が「あのような田舎鳥を捕らえねば傾城の身は立たない」と自分を嘲笑する話をしているのを聞く。「田舎者」はすこし間をあけてから格子から遊女に話かけ、その後遣り手を呼び出し、「昨日は取り間違つて少額を渡してしまったから、包みをこっそり取替えてきて欲しい」と頼む。客は遣り手が密かにとってきた包みを懐にいれ、包みを取替ることなく、そのまま立ち去った。

〔新版色道大鏡刊行会 二〇〇六・五一四―五一五〕

この話は著者其山の伝聞のようだが、「田舎者」が当時最高級の遊女である太夫を買ったらしいこと、また太夫やその周囲は大金を受取りながらも、「田舎者」を嘲った様子がうかがえる。この「田舎者」は随分金払いがよかつたようであるが、高級遊女を買った田舎衆がいたらしいことは他の史料にもみえる。当時の遊女の評判を記した『吉原天秤』(著者未詳 寛文七年以降末年(一六六七―七二) 成立)には、「うす雲」(三浦屋内…太夫)という遊女の評判を記す中で、次のような記述がある。

また、いなか人に六と申人とふかきよし。この比は六もぬけめのならぬおもわくあるよし聞、すこしかせ心になりまいらせ候よし。た、ならぬ人のおもわくふかければよそのなざけはうす雲のみみ

〔江戸吉原叢刊行会編二〇一〇…三五二〕

ここでは、高級遊女の薄雲が「田舎人」の「六」と深い仲であり、またその「六」が「抜け目のならぬ思惑」があるという伝聞が記されている。「抜け目のならぬ思惑」の意味は定かでないが、身請けのことであるか。また「すこしかせ心」になるといった部分も判断が難しいが、「かせ」はひからびるといった意味があり、またその後「よその情けは薄い」ともあることから、この場合「田舎の六の抜け目のならぬ思惑を聞き、(作者の)薄雲への気持ちがあうすれた」と言った意味かと推測される。

以上の史料のとおり、田舎衆は高級遊女を買うこともある客として記される一方、その存在を見下すような記述も多くみえる。遊郭関係史料には「田舎大臣」という侮蔑の呼称、すなわち田舎から出て来て遊里な

どで派手に金を使って豪遊する者を軽んじていう語もみえ、遊郭において「田舎衆」が卑しめる傾向にあったことは間違いない。

但し前掲『難波鉦』の「初冠」という話には、田舎衆の中でも「侍衆」が、遊女にとって内心では安心してきる相手であった、といった記述がみえる。

まづ、京衆は、大かた一ども廓へござらぬ衆でも、話しても利き、悪功に御さんすゆへ(口も上手ですれつからしのため)、いなかの粹だてするものよりは、京の月(野暮)がいかふむつかしい物でござんす。いなかのうちでも侍衆は心やすく、しほらしい物で、どこやら、馴染よいものなれども、すい(粹)の大寄(多人数の宴会)にまじりていさしやんすれば、いかう女郎のひけて(侍客の相手となった女郎が何となく引け目を感じる)、いやなものでござんす

〔中野 一九九一…二八〕(二三)

ここでは都会育ちの「京衆」と「田舎衆」が対比さ

れ、「いなかの粹だて」（田舎の人で粹らしく振る舞う人）よりも、「京の月」（京の人で野暮な人）の扱いが難しいこと、また「いなか」の内でも「侍衆」は馴染みやすいが、「すいの大寄」（粹な人たちが多人数で行う宴会）では、田舎の「侍衆」を恋人にする遊女は引け目を感じてしまう、という遊女の言葉が記されている。遊女は「侍衆」と二人きりで会う分にはいいが、他人も同席する場では居心地の悪さを感じた、ということであろう。酒宴の座は、互いの容姿や遊興の態度について優劣が争われる場でもあったのである（二三）。

先述のとおり『難波鉦』は物語で諸分を例示する書であり、右の見解は遊女が記したのではない。しかし遊女自身が「田舎」出身の場合もあったであろうことを考えれば、このような記述は的を射ていた可能性もあろう。

「田舎衆」の内に百姓はどれ程いたか

以上の史料にどれ程百姓を対象とした記述があるかは判断し難いが、侍であっても都の出身でなければ侮蔑的な記述をされたことを考えれば、遊郭における百

姓の位置付けも想像に難くない。つまり遊郭は百姓にとつて遊びにくい場であったことが想像されるが、百姓がそれ程特異な客という訳でもなかったらしいことは、種々の史料にみられる。たとえば「吉原こまざら」（作者未詳・寛文十一年〔一六七一〕以前刊行）は職人尽くしに倣い三十六の職種を取上げた遊客評判記とも呼ばれるものであるが、百姓は侍・商人・鍛冶屋・医者等と並んで記述されている。また『娼家用文章』（並木新作・菊屋蔵伎著、享和年間）には「百姓のきやくをよぶまじない」が侍人・町人を対象とする呪いと並んで記されている（江戸吉原叢刊行会編 二〇二二・三四七）。しかし遊郭に関わる裁判記録等をみると、百姓が遊郭で問題を起こした事件はほとんどみられない。管見の限りでは、長崎奉行所の判決記録『犯科帳』に長崎丸山遊郭において問題を起こした百姓の事件が数例みえるが（二四、無宿や町人などが問題を起こした事例に比べればはるかに少ない（二五）。

丸山遊郭について言えば、客の手がかりとして、他の遊郭については残っていない「遊女宿泊人帳」（二六）

(慶応元々三年の間に作成)がある(横田冬彦二〇一二「長崎丸山遊郭の「遊女宿泊人帳」覚書」)。これを分析した横田によると、この記録は七月五・六・七日の三日間における寄合町十八軒の遊女屋の宿泊者(および煮売小料理屋各一軒の利用者)が記された名簿で、連泊などによる重複を整理すると、客の実人数は四二二人である(横田二〇一二:六五、六九)。しかしその内「百姓躰」とあるのはわずか一例のみで、その他長崎近隣の郷に居住するもの(身分不明)が十人程確認できるが、横田はこれについて「いずれも長崎近郷で、町続きも多く、周辺農村の百姓を広くとりこむような状況では全くなかったと思われる」との見解を述べている(横田二〇一二:七五)。

こういった数値をみる限り、百姓は遊郭と縁遠かったようにみえる。しかし百姓が買春と全く無縁でなかったことは、先述のとおり飯盛旅籠の事例からうかがえる。次に飯盛旅籠における百姓について検討し、百姓たちの生活の中に遊郭と飯盛旅籠はどういった違いをもつて捉えられていたのかをみていきたい。

第三章 飯盛旅籠に通った百姓

飯盛旅籠における客の概要

飯盛旅籠とは、先にも簡単に触れたが、宿場に置かれた準公許的な売春宿である。場所によっては、旅人よりも近郷の名主や若者がその客の多くを占めていたという。この点については五十嵐がわかりやすく概要を述べているので、以下にその要約を記したい。

五十嵐が述べるには、飯盛旅籠は本来旅人を客にする商売であるが、宿場によっては助郷村の名主や周辺の若者を客にする割合が多かった。名主は職務上、宿場にある定助郷会所に出仕して、助郷人馬の割当や問屋との交渉に当たらなければならなかったので、たびたび宿場に滞在した。名主の中には旅籠屋の離れの部屋を借りて、ここに世帯道具を持ちこみ飯盛女と夫婦気どりでいた名主もあった。また若者の中には、助郷人足で宿にやってきて、仕事が終わっても村に帰らず、旅籠屋に泊り続ける者がいた。そのような行状が問題となり、中山道長窪宿では若者が助郷人足として宿場

に泊っても、飯盛女を同席させないことを協定した。すなわち飯盛旅籠では旅人よりも、ねんごろになる時間の余裕がある地元の助郷村の名主や助郷人足が客となった例が多くみられる、ということである〔五十嵐一九八一・一五三―一五四〕。飯盛女を若者に禁じる協定を結ぶ例は、五十嵐の指摘する長窪宿以外にも数多くみえ^(二七)、またそれらの事例からは、そのような協定が守られず、頻繁に飯盛旅籠を置く宿とその近郷の間に出入が起きたことがわかる。なお遊興費という点では、遊郭の下位の遊女と飯盛女は大差ない。飯盛旅籠の揚代は諸地域で異なるが、一例を挙げると金古宿では文政十一年(一八二八)に昼二朱、夜三朱で飯盛女を揚げている〔金古町誌刊行会編 一九六三・五一〕。同時期に吉原では下位の部屋持・座敷持が昼一分、夜二朱であった。祝儀代等もあり一概にはいえないが、百姓の遊び場が飯盛旅籠に集中した理由は、五十嵐が指摘するように助郷等との関連であろう。先にみたとおり遊郭に行くにも市や祭礼等のきつかけが必要であったが、飯盛旅籠は仕事にかこつけて行けるという意味で、百姓にとってより身近な遊び場であったこと

がうかがえる。

名主の遊興

とりわけ村の名主や庄屋が大いに遊興したらしいことはこれまでも度々指摘があるが^(二八)、これも五十嵐の指摘するように、名主・庄屋の職務が遊興にかこつけやすかったことと関連したのであろう。名主の遊興の具体例を挙げれば、栃久保村(現東京都西多摩郡奥多摩町氷川)の田草川家文書には、名主に宛てた遊女の誓紙が残されている。岡部義重が『郷土研究』一二三、二五号で計四通紹介している内一通を次に掲げる。

きしようもんの事

一此たび私やし様と、ふうふのけいやくいたし候うへは、とのよふな事御座候共、けしてほかほかへゑんづき不申、まんかぢ私ころへちかへ御座候へハ、此しようもん二ついて何よふなきもふされ候とも、いちこのきもふすましく候あいた、私身のうへやし様江まかせ候につき、御そんふん二なされ可被下候、きしようもん如件

天保十四卯年

二月六日

はし村屋

あやきぬ

やし様

〔岡部二〇一四・二二二四〕(二九)

宛先になっている「やし様」は、岡部によると栃久保村の名主弥次右衛門である〔岡部二〇二二・二七〕。ここでは「あやきぬ」と「やし様」は夫婦の契約をしたので、決して他へは縁付きません、ということが誓われている。実際に弥次右衛門がこの「あやきぬ」を身請けしたかは不明であるが^(三〇)、実際に身請けしたとすれば、弥次右衛門には妻がいたであろうから、「妾」としてであったろう。岡部は「弥次右衛門の代は、材木家業の隆盛の頃であった。名主の立場の村政と生業としての家業の関係で、しばしば出府したことが知られており、これは、遊女との邂逅の証拠である」と推定している〔岡部二〇一四・二五〕。出府中であれば、この「あやきぬ」は吉原の遊女である可能性も

あるが、同時代の「吉原細見」(天保十三、十五年分^(三一))を見る限り、「はし村屋」は存在しない。したがってこの誓紙は吉原遊郭ではなく、飯盛旅籠、あるいは岡場所の遊女に書かせたものと推定される。なお岡部は他に遊女「豊墨」が「弥次右衛門」に宛てた誓紙も紹介している。但しこちらは年月が欠けており、田草川家に弥次右衛門は江戸初期と中期にいたことから、どちらの弥次右衛門のものかは不明である。しかし岡部はこれも「あやきぬ」のものと同様に材木業で隆盛した後期の弥次右衛門に宛てたものと推測している〔岡部二〇二二・二七・二八〕。もしそうであれば、当時弥次右衛門は二人の遊女に誓紙を書かせるほどの財力を有し、且つ恒常的に遊女通いをしていた、ということになる。こういった遊びの仕方は、岡田が指摘する通り弥次右衛門の役職・生業と密接な関わりをもっていたのであろう。

本百姓の遊興

一方で、名主のような職務も持たず、また助郷とも無関係に遊んだと思いき百姓の姿もみえる。ここでは

その一例として、飯盛女を身請けした周智郡地頭方村（現静岡県牧之原市地頭方）の本百姓七郎右衛門をめぐる事例に注目したい。次にあげる史料「乍恐以書付奉願上候」（七郎右衛門身持悪につき）では、その七右衛門の行状が不埒であることについて、親類組合が吟味を願っている。

乍恐以書付奉願上候

周智郡地頭方村

百姓
高壺石七斗四升九合 七郎右衛門

右之もの家内六人^三而農業渡世罷在候処、平日夜歩行いたし、第一農業不情^而而已不成、村役人親類組合之異見等一円不相用、剩去々寅十二月見付宿飯盛女受出候事共以之^外之義、其節も親類組合打寄情々異見差加へ候得共決而不相用、妻子ヲ捨置右之女召連諸々出歩行博奕等いたし趣^ニ付、去卯十二月御役所^江御訴可申上積村方出立、二又村^而伯父卯兵衛七郎右衛門^ニ出合右之趣申聞候處、種々相歎取継り

相詫候^ニ付者、郡中惣代忠兵衛方迄召連同人分も嚴敷利解申聞候處、前悲^而發明いたしヶ条書ヲ以相詫候^ニ付、御訴之義差延し置候處、其場偽り直処右女ヲ召連又々所々出歩行博奕并喧嘩口論いたし候趣、殊^ニ以是迄も親類組合^ニおゐても数度之隙入多ク農業之差障り^ニ相成何分当惑仕候、同人女房さと義ハ四人之小供ヲ抱農業出情仕漸其日ヲ送り候義、殊更親房右衛門与申もの先年蒙御咎中追放被仰付候事共無弁も、右処之始末重々之不埒難捨置、何卒同人義早速御召出之上嚴重之御吟味被 仰付被成下置候處、親^而卯兵衛一同奉願上候以上

周智郡領家村

天保三辰年

百姓

三月

七郎右衛門伯父

親類惣代

卯兵衛

同郡地頭方村

三役中(三三)

(片桐光男氏所藏 寄託先浜松市水窪文化会館 静岡県立中央図書館歴史文化情報センター提供資料)

これによると、百姓七郎右衛門は家族六人で農業を
 していたが、祭日などではない普通の日の夜にも出歩
 き、農業にも励まず、親類組合のいうことも聞かず、
 あまつさえ一昨年に飯盛女を身請けした。そして妻子
 を捨て、その女を連れ歩いて博奕などするので、役所
 へ訴え出るつもりで出立したところ、二又村（二俣
 村・現浜松市天竜区二俣町二俣か）で七郎右衛門の伯
 父卯兵衛に出会った。事情を聞いた卯兵衛は歎き、取
 纏って詫びたので、郡中惣代の忠兵衛方まで卯兵衛を
 連れていき、七郎右衛門に厳しく言い聞かせたとこ
 ろ、七郎右衛門は前の非を理解し詫びたので、訴えは
 延期することとなった。しかしそれはその場の偽り
 で、結局七郎右衛門はまた身請けした飯盛女を連れ歩
 き、博奕や喧嘩口論をしている。親類組合の方でも、
 七郎右衛門のことで手間がかかり農業に差障り当惑し
 ている。また七郎右衛門の女房のさとは、四人の子供
 を抱えようやくその日をおくっているという状況であ
 る。更に（七郎右衛門の）親房右衛門が先年中追放に

なったこともわきまえず不埒であり、七郎右衛門を呼
 出し、嚴重に吟味して頂きたい、とのことである。

この七郎右衛門に関わる文書は他に三通みえ、そこ
 からは、今回の親類の訴えの結果、七郎右衛門が入牢
 したこと、しかし入牢中に病にかかり、薬用のため出
 牢を願っていること^(三三)、また親類側も七郎右衛門
 が改心したとし、宥免を願っていることがわか
 る^(三四)。しかし宥免を願った二ヶ月後の天保三年
 七月には、結局七郎右衛門の身持ちの悪さが治らない
 ことを理由に、親類が七郎右衛門を「帳外」にするこ
 とを願い出で、それが受理されている^(三五)。

この七郎右衛門の事例で最も興味深いのは、名主の
 ような富裕層でなく、また妻子もいるような百姓が、
 飯盛女を身請けしていたということであろう。飯盛女
 を身請けする代金は、残りの年季なども関わって一概
 に言えないが、少なくとも何十両という単位ではあっ
 たようである^(三六)。つまり決して安価ではなかつた
 し、また身請けした飯盛女の面倒をみる必要もあつた
 であろう。掲げた史料に「高」が記されており、七郎
 右衛門は本百姓と思われるが、身請け金をどう工面し

たかは定かでない。七郎右衛門が出牢を願う文書^(三七)には自身が「悪事」を行っていたことが記されており、博奕や盗みによって得た金銭であった可能性も考えられる。

遊びの背景

この七郎右衛門の事例は、名主とも助郷の若者とも異なり、日常的に遊びを行っているという点で特異なようにもみえる。しかし他の地域にも同様の事例はみえる。一例として、宇佐美ミサ子が無宿者と飯盛女が相対死（心中）したというやや類似する点のある事例を分析しているので、参照したい〔宇佐美二〇一二：一四一―一六〇〕。

天明元年、板鼻宿旅籠屋伝右衛門宅で上州甘楽郡野上村百姓磯右衛門弟無宿源兵衛二一歳と、同州板鼻宿旅籠屋要蔵召抱飯盛女ぬい二一歳が心中した。客の方の源兵衛は心中事件の四年前（安永七年）に野上村を欠落し、行方が知れなくなっていたが、源兵衛の親類と五人組はもとも身持ちの悪い源兵衛がどんな悪事を起こすかわからないため、源兵衛を帳外れにしてい

た。宇佐美は、名主らが源兵衛を帳外れにした背景として、①この時期に北関東の農村を中心に荒廢が続き、小農民の間には村落共同体意識が希薄になっていた結果、「欠落ち」等の現象を名主・宿役人等の上層農民が強く意識していたであろうこと、②天災・飢饉により生産力が低下し、貧農層は耕作を放棄し浮浪民として浮遊する現象が起きていたこと、③宿内に「流れ者」「やくざ」「博徒」らが「賭博場」を設営し、宿駅制本来の機能が喪失されつつあったこと、また④「博徒」らの奔放な生活に若者が憧憬したこと、等を挙げている。

地域によって村況に違いはあろうが、博奕の問題は近世後期の村落社会に共通する問題であり^(三八)、七郎右衛門の事例もそういった背景の中で理解される問題であったと推定される。

但しこういった百姓の風儀の乱れは、遊ぶ側の百姓のみならず、飯盛旅籠側の経営方法にも要因があったことには留意する必要がある。石井良助が「飯盛旅籠について」で紹介する史料「天保十二丑年中道中筋飯売御取締筋御請」^(三九)からは、次の通り飯盛旅籠側が

悪辣な経営を行っていたことがうかがえる。

当宿飯売旅籠屋共儀、近来不所業之渡世いたし、近在助郷之者共止宿為致、飯売女為相雇無益之酒肴相勸メ強て逗留為致、過当之代錢為遣捨候由

〔石井 一九九五・三四四―三四五〕

飯盛旅籠が「旅客」を無理やり泊まらせる等の経営を行っていたことは宿の規定書等にも見え、先行研究でもしばしば指摘されているが^{〔四〇〕}、在郷の者に対しても同様に、強いて逗留させていた様子がうかがえる。

もつとも、石井が紹介する他の史料「文政十二丑年中道中筋道筋旅籠屋共御取締筋御請書」には、

在々村々より百姓又ハ若もの共大勢申合罷出、旅籠屋え止宿酒喰をいたし、金銀無之連、忝兩人残、幾日も逗留いたし、後二は口論いたし、酒喰代も不払もの共有之

〔石井 一九九五・三四三〕

と、恐らく踏み倒しを狙って幾日も逗留する者がいたことも記されている。したがって一概に飯盛旅籠側が悪いとも言えないが、近郷の者を食い物にする飯盛旅籠もあつたことには、留意が必要であろう。五十嵐は深谷宿や鴻巣宿（埼玉県・中山道）へ遊びに行き親が病死しても帰らなかつた若者がいたらしいことに言及しているが（五十嵐 一九八一・二〇一〔四一〕）、この若者も旅籠に強いられて金銭が尽きたとか、あるいは仲間と言われて逗留せざるを得なかつた等^{〔四二〕}、放逸とは異なる要因があつたとも解釈できるのである。

内藤新宿とその近郷

以上、不十分ながら飯盛旅籠の客についてみてきたが、最後に『中野区史』（一九四三）で紹介されている内藤新宿に関わる堀江家文書から、遊びに走る百姓たちを、村役人がどう捉えていたかをみていきたい。旅籠一軒につき飯盛女二人という基準の例外とされた四宿の一つである内藤新宿は、安永元年（一七七二）に飯盛女の総数が百五十人と定められている（東京都一九八〇・一五、二五）^{〔四三〕}。ここでみる文書「乍_レ恐

以「書付」奉「願上候」(文政十年(一八二七)九月)は幕府が関東の取締向改革のために敷いた親村の制に関わるもので、親村を中野村から内藤新宿に変更された二十箇村^(四四)が、もとの通り中野村を親村にすることを願っている(差出二十箇村村役人、宛・取締出役)。原文は長くなるため、以下概要を記す。

この度二十一箇村は内藤新宿を親村にするよう仰せ付けられたが、内藤新宿を親村にすることについて何とも従い難い者が多い。その理由として、まず内藤新宿は他の宿と違い、御田地等が無く、百姓兼帯の宿場ではないことがある。専ら旅籠屋渡世の助成をもって家業をしていて、江戸町の風俗と少しもかわるところがない。吉原町等の繁花の場所より引移って渡世をしている者もあり、衣類・人物もそれに倣っている。特に飯売女や男女之三味線曳等は、すべて旅人の酒の相手をしている者の風俗で、自然と目立っている。引手茶屋を始め、酒食商の店の男女までこうであり、江戸町の質素な場所より活気があるように見え、農業を専一とする百姓とは雲泥の

差である。毎年私共の村々で、農業の間、江戸へ小商に行く者や、百姓稼ぎの者の倅、または壮年で市村役を勤る者が内藤新宿へ行き、過ぎた酒食をし、金銭を遣捨て、欠落・勘当、帳外になるものが多くいる。とにかく賑わしい場所であり、若輩者共が行きたがり、小唄、三味線等聞覚え、流行の衣服やよろしくない妓藝等を見習って、これを宜いことのように心得ている。こういった風俗は村内の女子供にまでうつって、制止することができない。また御改革で親村の制について仰せ付けられてから、村々の者が用向をかこつけ、内藤新宿へ猥に立入ったり、婦宅が遅くなるからといって止宿等をしている。これまでも助郷人足などに慎むよう言い聞かせてきたが、金銭之多少によらず、酒食商いが自由な宿のため、多人数の中には間々遊んでしまう者がいる。そのようなわけで、若輩者は江戸往返に通行させるのさえ覚束ない場所であり、御用向で足近になるのは、農業出精に誠実の者は殊の外、親村にすることをとても迷惑に思っている。且つ内藤新宿は旅籠屋飯売女が多く、万事自由な宿方にては、たとえ厳し

く言っても、遊んで雑費が大きくなることは目にみえている。

また争論出入などになった場合、ひとまず親村に理解・取計いをしてもらいたいところであるが、内藤新宿は百姓のことに手馴れない宿であるし、また外の宿々とは違い、宿役人の家督が江戸町と同様に持参金次第で、他所より来た者などでも養子にし、名跡相続させ、宿役に勤めさせている。私共が知る限りでも、名主両家と宿役の者が引替っている。村々小前の評判は良くなく、親村に定めることは幾重にも御免願いたい。

〔東京都中野区役所 一九四三・五七三・五七六〕

この願書は結果取締出役に受理され、奉行所においても中野村を親村と定めるのもっともということになり、これらの村々へ達せられた。右は中野区が留意しているとおおり、内藤新宿を避ける上からその悪い面を強調している点もあろうが〔東京都中野区役所 一九四三・五七五〕、村役人が遊ぶ百姓を、ひいては内藤新宿をどう捉えていたかの一端をうかがうことができ

る。

まず注視したいのは、二十箇村の百姓が何かしらの仕事を理由に遊んでいた、ということである。ここでは特に内藤新宿が親村になってかこつける理由が増えたことに、村役人は難しさを感じているようである。先の七郎右衛門のように大つびらに遊ぶ者もいたようだが、やはり遊興は周囲に認められることではなかった。またここで問題視されているのは、遊興によって身持ちを崩すこと（欠落・勘当・帳外）のみならず、内藤新宿の風俗が伝播することである。内藤新宿との関わりを「農業出精に誠実の者」は特に迷惑に思ったとあるが、そこで問われているのは百姓の買春そのものというよりは、それが周囲に与える影響であったということである。

また以上の遊ぶ百姓に対する懸念からは、内藤新宿が他の宿とも差異化して記述されている点が興味深い。本稿のはじめに、近世の売買春の場としては遊郭、岡場所、飯盛旅籠を抱える宿があると大別して記した。しかし右の記述からは、飯盛旅籠を抱える宿でも内藤新宿は他の宿と異質で、より遊郭や岡場所に近

い遊里的な場として認識されていたことがわかる。そういう区別の意識は、縷縷記されている風俗面はもちろん、百姓兼帯の宿場か否かという、生業の立て方の違いも大きかったようである。宇佐美によると板鼻宿では無高など零細農民であっても、経営権となる株が取得さえできれば、旅籠を運営することはできた〔宇佐美二〇一・二一・一四四〕。すなわち百姓が飯盛旅籠の経営に携わるのは、それほど敷居が高いことではなかったと思われる。しかし地域によっては飯盛旅籠を置いても潰れるような宿もあつたから^{四五}、宿のみで生計のたてられるような宿と、農業を兼ねなければ成り立たない宿では、その在り方に大きな違いがあつたと想像される。また内藤新宿が万事自由な宿方〔万事自由たり候宿方〕であるという点も、他の宿との差異として認識されている。「自由」が具体的に何を指すかは明確でないが、旅客も多く規模の大きい内藤新宿においては、百姓が身持ちを崩すような遊びをしても、周囲が気になつたということであろうか。

おわりに

以上、本稿では遊郭の田舎衆および百姓に焦点を当て、第二章では遊女評判記から田舎衆がどう捉えられていたのか、また第三章では村方文書から、百姓の遊興とその背景、および遊ぶ百姓が周囲にどう捉えられていたかについて検討を行つてきた。

第二章の田舎衆について言えば、田舎衆は高級遊女と遊ぶ姿がまま描かれているものの、概ね遊女や周りの客から卑しめられる存在として記述されている。今回の検討では田舎衆の中に百姓がどれ程いたかは明らかにできないが、遊ぶ百姓の姿はむしろ飯盛旅籠の關係史料にこそ見出せる。

その要因としては、第三章で概観したように、飯盛旅籠が百姓にとつて理由をつけて立ち寄りやすい場所であつたことが考えられる。百姓らはその身分や既婚・未婚を問わず遊興しており、その背景として場合によっては博奕や若者組の隆盛、もしくは強引な飯盛旅籠の経営方法があつたが、基本的には仕事にかこつ

けて遊ぶ姿が多くみられる。内藤新宿に関わる文書からは、村々の上層部がそのような遊びや、遊んだ者から生じる村の風紀の乱れを忌み嫌っていた様子が見えがえた。

但し以上のような百姓の遊興には、各街道の交通量や市場の隆盛の変遷、また貨幣経済の浸透が密接に関係したものと思われる。今回これらの点については議論が及ばず、甚だ不十分な検討となったが、今後は各地域においていつ頃から飯盛旅籠における若者の遊興が問題とされるようになったのか等の検討も含め、更なる考察を進めていくこととしたい。

註

- (一) 何かにかこつけて客が吉原へ足を運んだことについては〔石井一九九五・九九一〇〇〕等が詳しい。
- (二) 『吉原出世鑑』（江戸吉原叢刊行会編 二〇一一b・三三四）
- (三) 『吉原丸鑑』（江戸吉原叢刊行会編 二〇一一b・二五〇）、『吉原鑑』（江戸吉原叢刊行会編 二〇一〇・一〇八）
- (四) 『吉原つれく草』（江戸吉原叢刊行会編 二〇一一a・三四八）

- (五) 『四季の花』（江戸吉原叢刊行会編 二〇一二・三六七）
- (六) 『色道諸分難波鑑』（新版色道大鏡刊行会 二〇〇六・一八九）
- (七) 『玄にし染』（江戸吉原叢刊行会編 二〇一一b・九一）
- (八) 『傾城三略巻』（江戸吉原叢刊行会編 二〇一二・五八）
- (九) 『娼家用文章』（江戸吉原叢刊行会編 二〇一二・三四七）他
- (一〇) 飯盛女は、食売女・飯売女などとも呼ぶ。五十嵐によれば、幕府が公用語として使ったのは食売女や食売下女であるが、民間では飯盛女や飯盛下女、茶汲み女等と呼ばれた（五十嵐一九八一・三七）。
- (一一) 他、飯盛女と客については誘引・身請け・欠落ち・心中の事例が分析されている場合が多いが、管見の限り事例の列挙に終始するものが多くを占めている。
- (一二) 但し本稿での引用は『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五巻』（一九八五）による。
- (一三) 客層について最も厚い考察を行っているのは三田村鳶魚だが、三田村の主な関心は「目立った」客と武士・町人にあり、それ以外の客は副次的な主題である（一九七五「元吉原の話」『三田村鳶魚全集 十一』中央公論社〔初出：一九六六』吉原に就ての話『青蛙房』、一九七五「傾城買の二天派別」『三田村鳶魚全集 十』中央公論社〔初出：一九二九』江戸時代のまぐく『博文館』）。また客の研究としては他に「粹」や「野暮」

といった客の遊興理念に関する蓄積も厚いが（麻生磯次 一九五一「通・いき」〔杉森久英編『日本文学講座七』河出書房、中野三敏 一九八四「すい・つう・いき」その生成の過程〕〔相良亨他編『講座 日本思想 第五卷 美』東京大学出版、中尾達郎 一九八四「すい・つう・いき」三弥井書店等）、これらの研究においても注目されているのは遊興理念を記す洒落本等の作者（主に町人・武士）である。

- (一四) 西山が「在郷の客」で挙げる事例の多くは飯盛旅籠と百姓（特に名主・庄屋）に関するもので、他に二代目市川團十郎や石川啄木の遊興に言及があるが、明確に遊郭における百姓について言及したものは本稿でも引用したはじめの史料に関する記述のみである。また「越後の国の高田在の庄屋」が「遊廓」で遊んだことがわかる「遊興通帳」が国立史料館に残ると記しているが〔西山 一九六三・二六九―一七〇〕、西山が掲げる画像からは「はな代」が支出と記されていることがわかるものの、遊郭での支出か飯盛旅籠等での支出か不明である。国文学研究資料館（元国立史料館）で当該資料を検索したが、西山が情報をも記していないこともあり、該当の史料を見つけ出すことはできなかった。

(一五) 詳細は小野晋 一九六五『近世初期遊女評判記集（研究篇）』古典文庫、中野三敏 一九八五『江戸名物評判記案内』岩波新

書、宮本由紀子 一九九一『遊女評判記』について』（『地方史研究』第四一巻六号）参照のこと。

- (一六) 遊女評判記の作者については前掲註一五の小野、宮本が詳しい。

(一七) 詳細は拙稿二〇一五「吉原における客の身分」『常民文化』三八

- (一八) 本来「田舎に京あり」は「田舎にもぎやかな所、みやびた点がないわけではない。また、悪い土地にも良い所がある」の意味である。また「京に田舎あり」は「にぎやかな都にも、田舎めて不便な所がある。転じて、よい土地にも、悪い所があるの意」（『日本国語大辞典』）である。したがって土地についての言葉だが、ここでは客を対象とした言葉と解釈した。

(一九) 詳細は拙稿「吉原における客の身分」（前掲註一七）参照のこと。

(二〇) 但し実在の遊女の名前も記されており、遊女の名寄的な性格ももつ。

(二一) 心中立てとは、単に心中ともいい、遊女が客に本気であることを形にあらわし、証拠として相手に示すこと。方法として、起請文、髪切り、指切り、爪放し、入れ墨、情死などがある。

(二二) この引用での（ ）内の註は、〔中野 一九九一・二八―二九〕に拠る

(二三) 詳細は拙稿二〇一六「吉原遊郭における客と客」(『常民文化』三九) 参照のこと。

(二四) 森永種夫編『犯科帳 八』(一九六〇)・一八一頁(天保七年、同編『犯科帳 九』(一九六〇)・五八頁(天保十三年、二四五頁(弘化二年)、四〇三頁(弘化四年) など。

(二五) 但し、歌舞伎「籠釣瓶花街酔醒」等で有名な、野州佐野の百姓次郎左衛門が江戸町二丁目大兵庫屋の「ハッ橋」を切り殺したという話(『洞房語園異本考異』に原話がみえる)などは、実際に起きた事件とされるものの、現在に残る判例にみえない。残されていない判例もあることを考えれば、判例から百姓の実態を推測するにはなお検討を要する。

(二六) これは個別遊女屋の「遊客名簿」ではなく、長崎奉行所によって何らかの事件捜査のために調査された記録である。但し横田は「その前提に各遊女屋の遊客名簿が想定され」との見解を述べている。

(二七) こういった協定は他地域でも多くみえる。たとえば甲州道中府中宿(北原進 一九六六「近世府中宿の遊女について」(『府中市史編纂委員会』『府中市史史料集十三』他)、中山道熊谷宿(五十嵐 一九八一・一八九)(宇佐美 二〇〇〇)・七九八二)、三国街道金古宿(五十嵐 一九八一・二〇一〇)・二〇一〇二)、伊豆韭山(戸羽山 一九八六・一五三)等。

(二八) たとえば戸羽山は、三島宿(静岡県三島市東海道五拾三次)の飯盛旅籠の常連は助郷村の名主が八〇%を占めたとし(戸羽山 一九六八・一五七)、また西山は越後国の高田在の庄屋が、家計全体の三分の一位を遊興にあてていることを指摘している(西山 一九八五・一七〇)。

(二九) 岡部による翻刻を参照したが、同書掲載の原本写真を確認した上で、変体仮名を平仮名にする、読点を補う等の変更を行った。

(三〇) 田草川家文書の翻刻は現在(二〇一七年十月)までに十冊刊行されているが、管見の限り弥次右衛門の婚姻や家族構成に関わる文書を見つけないことができなかった(奥多摩町教育委員会『田草川家文書』一七巻、『続田草川家文書』一三巻)。

(三一) 早稲田大学図書館蔵「吉原細見」天保十三年(日本橋岩倉町、星野源次郎)請求記号・ヲ06015310005、および「吉原細見」天保十五年(日本橋岩倉町、星野源次郎)請求記号文庫31E1338を「古典籍総合データベース」で確認。

(三二) 宛名の位置が低いが原文に従った
(三三) 68000617124C「差出申託書付之事」(見付宿飯売女請出一件につき) 天保三年五月
(三四) 680006191177C「乍恐以書付奉願上候」(七郎右衛門改心につき有免願) 天保三年五月

(三五) 6800649189C「差上申一札之事」(七郎右衛門の素行不良につき)天保三年七月)なお註三三〇三五の史料はいずれも片桐光男氏所蔵、寄託先浜松市水窪文化会館、静岡県立中央図書館歴史文化情報センター提供資料

(三六) (五十嵐 一九八一・一八〇一・一八五)や(蕨市編纂委員会編 一九六七・二七二)等を参考。

(三七) 前掲註三三「差出申詫書付之事」(見付宿飯売女請出一件につき)

(三八) 博徒と宿の関係については児玉幸多編 一九九九『日本史百科 宿場』東京堂出版等も詳しい。

(三九) 石井良助蔵『道中筋飯売旅籠屋記録全』に含まれる内容で、「石井 一九九五」において紹介されている。後述の「文政十二 丑年中道中筋道筋旅籠屋共御取締筋御請書」も同様。

(四〇) 飯盛旅籠の客引きについては(五十嵐 一五七・一六二)が詳細に述べている。

(四一) 原典は熊谷市史編纂委員会一九六四『熊谷市史』後編

(四二) 蕨市(蕨市編纂委員会編 一九六七・二八七)では、飯盛女を買っことを強制され断つた若者が、友人や遊女屋側側などの大勢に打擲されるといった事例が挙げられている。但し蕨市は、これは特異なケースで、通常は飯盛旅籠の方が若者から暴力を受けたとの見解を述べている。

(四三) 但し『内藤新宿細見』(天明八年)や新宿細見『いぬい』(年未詳)をみると飯盛女は三五〇〇三九〇人程居たようで、大幅に制限を超えていたことがわかる(「瀬編 一九八三・二〇一・二五」)。

(四四) 高円寺、馬橋、阿佐ヶ谷、天沼、上井草、下井草、成宗、田端、上荻窪、下荻窪、本郷、雑色、堀之内、和田、和泉、永福寺、柏木、東大久保、西大久保、諏訪谷。二十箇村はもともと中野村を親村とする郷村組合(天領私領の別なく触書等の触次などのため構成されたもの)に属していた(東京都杉並区役所 一九五五・三九六)。なお願書の文中に二十一箇村の訴えであるところながら、実際に連署しているのは右の二十箇村。『中野区史』には、これは恐らく地勢からいっても中野村であろうが、願書の性質から加わらなかつたのであるう、とある(東京都中野区役所 一九四三・五七三)。

(四五) 五十嵐によると、和田宿(長野・中山道)は文化二年頃迄は飯盛を置いたが、それ以後いなくなつたという。また認められた数よりも少ない飯盛女をおいた長窪宿(前同)のような例もあり、五十嵐はこれらの理由を、宿の立地等が悪く経済的に成り立たなかつたためと推測している(五十嵐 一九八一・二六六、六八)。また府中宿(東京・甲州道中)では飯盛旅籠が三軒以上併存することは難かつたようで、府中から内藤新宿へ引越し

た旅籠の例などもみえる〔府中市史編さん委員会編 一九六八・九二七〕。

引用文献

- 五十嵐富夫 一九八一『飯盛女』新人物往来社
石井良助 一九九五『女人差別と近世賤民』明石書店
石井良助 二〇一三『江戸の遊女』明石書店
宇佐美ミサ子 二〇〇〇『宿場と飯盛女』同成社
江戸吉原叢刊行会編二〇一〇『江戸吉原叢刊』第一卷 八木書店
—— 二〇一一 a 『江戸吉原叢刊』第四卷 八木書店
—— 二〇一一 b 『江戸吉原叢刊』第五卷 八木書店
—— 二〇一二 『江戸吉原叢刊』第六卷 八木書店
岡部義重 二〇一二『為取申一札之事』(奥多摩郷土研究会『郷土研究』二二二)
—— 二〇一四『機志ようもんの事』(奥多摩郷土研究会『郷土研究』二二五)
金古町誌刊行会編 一九六三『金古町誌』
従吾所好社編 一九二八『東京新誌』第二卷三号(一九八七『東京新誌』第二卷 ゆまに書房所収 表記の頁数はゆまに書房のもの)
一瀬幸三編 一九八三『新宿遊郭史』新宿郷土会

新版色道大鏡刊行会編 二〇〇六『新版色道大鏡』八木書店

東京都 一九八〇『東京市史稿』産業篇第二十四

東京都中野区役所 一九四三『中野区史』上巻

戸羽山瀚氏 一九六八『宿場女郎と飯盛旅籠』(『講座日本風俗史別巻

六』旅風俗Ⅲ宿場篇) 雄山閣

中野三敏校注 一九九一『色道諸分難波鉦』岩波文庫

西山松之助 一九八五『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五巻』

吉川弘文館

日本随筆大成編輯部編 一九七六『日本随筆大成第』第三期第二卷吉

川弘文館

平田秀勝 一九九七『江戸における岡場所の変遷』(成城大学常民

文化研究会『常民文化』第二〇号)

府中市史編さん委員会編 一九六八『府中市史』上巻

横田冬彦 二〇一二『長崎丸山遊郭の「遊女宿泊人帳」覚書』(京都

橘女子大学女性歴史文化研究所『女性歴史文化研究所紀

要』二〇)

蕨市編纂委員会編 一九六七『蕨市の歴史 二巻』吉川弘文館

謝辞…本研究はJSPS科研費JP17J05630の助成を受けた
ものです